（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」に改める。

第五十三条第一項及び第七項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十五条第二項中「厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」を「農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令」に改め、「厚生労働大臣」を削る。

（国土調査法施行令の一部改正）

第五条　国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「厚生労働省」を削り、同項第五号中「厚生労働省」を削り、「国土交通省」を「国土交通省　環境省　」に改める。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第十一条の表厚生労働大臣の項

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第七条第二項の表厚生労働大臣の項、同条第三項の表厚生労働大臣の項及び第十三条第一項の表厚生労働大臣の項

三　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第四の三十五の項から三十七の項まで、四十八の項及び四十九の項、別表第五の六の項並びに別表第八の二十四の項から二十八の項まで

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第七条の表厚生労働大臣の所管に属する事業の項

五　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第七条の表厚生労働大臣の項

六　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十二条第二項

七　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十七条第一項の表厚生労働大臣の項

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第七条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第九十四条第八項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第七項中「第九十四条第八項ただし書」を「第九十四条第七項ただし書」に改める。

第三十二条の二第五号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同条第八号タ中「ヨまで」を「タまで」に改め、同号中タをレとし、へからヨまでをトからタまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの

別表第一の十の項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第九条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法第四十六条第二項第二号」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第四十六条第二項第二号」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とし、第四条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第四号中「第一条第十一号」を「第一条第十二号」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（水道事業に類する事業）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号の水道事業に類する事業として政令で定めるものは、一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業とする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の四」を「第四十八条の二」に改める。

第五条第一項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同項第二十九号中「第二十四号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同条第二項中「第二十五号」を「第二十四号」に改める。

第四十条第一項中「八課」を「六課」に改め、「水道課」及び「食品基準審査課」を削る。

第四十五条第七号中「並びに水道課」を削る。

第四十六条及び第四十七条を削る。

第四十八条第二号中「第五十一条第一項」の下に「及び第五十二条第一項」を加え、同条第六号及び第八号中「（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関すること。

第四十八条を第四十六条とし、第四十八条の二を第四十七条とし、第四十八条の三を第四十八条とし、第四十八条の四を第四十八条の二とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、下水道部」を削る。

第八条第一項第十六号中「第九号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同項第十三号中「第九十七条第一号」を「第百条第一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

第八条第三項を削り、同条第四項中「第九号（に」を「第十号（に」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十一号」を「第十二号（同項第九号」を「第十七号（同項第十号」に改め、同項を同条第三項とする。